

中野市営豊田テニス場

区分		使用料		照明施設使用料 1時間当たり	
		市内在住者	市外在住者		
団体 使用	1面につき 1時間当たり		600円	1,800円	400円
個人 使用	1人につき 1時間当たり	一般	150円	450円	100円
		学生	70円	210円	

※照明施設使用料は、1時間未満の端数は1時間とする。

※「学生」とは高等学校もしくは中学校の生徒、小学校の児童をいう。

※「市外在住者」とは

①市外に住所を有する者又はこれらの者が半数以上を占める団体

(市内に勤務又は在学する者を除く。)

②市外に所在する事業所、官公署等

※以下のご予約前にお問い合わせください。

①入場料を徴収する場合

②主催する団体、事業所等が不特定多数の者を対象として営利を目的に使用するとき